

外国政府等において重要な公的地位にある方の確認について

犯罪収益移転防止法により、お客さまが外国政府等において重要な公的地位にある方等(外国PEPs※)かを確認させていただいておりますので、ご協力をお願いいたします。

【お客さまへ】

①お客さまが、現在または過去において、外国政府等において **重要な公的地位にある方** に該当しますか。

②お客さまが、外国政府等において **重要な公的地位にある方** (または過去にその地位にあった方) の **ご家族** に該当しますか。

※PEPs = Politically Exposed Persons

◆ 重要な公的地位にある方とは、

外国の元首や外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める方として、次の職にある方、並びに過去にあった方。

- わが国における内閣総理大臣その他の国务大臣および副大臣に相当する職
- わが国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長、または参議院副議長に相当する職
- わが国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- わが国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
- わが国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
- 中央銀行の役員
- 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員

◆ 重要な公的地位にある方のご家族の範囲

